

『建設工事等における外来種対策指針-母島版-』の作成について (令和4年度修正版)

※赤字：今回追記・修正箇所

1. 指針作成の背景

①既存マニュアルの統合：現在、行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアル等が策定されており、統一的なルールがない。

②母島に限定したマニュアルの作成：母島に限定したマニュアル等はなく、より母島に即した配慮事項を整理する必要がある。

⇒母島部会において、母島の公共事業に特化した新たな指針を取りまとめ。



■R3 年度母島部会でいただいたご意見と R4 年度検討における対応方針

※指針の位置付け、作成方針に係るもののみ抜粋

R3 年度母島部会でいただいたご意見	R4 年度の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 指針は活用されなければ意味がなく、理想を参照しながら現実を探る方針でやらざるを得ないのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 活用される、実行性のある指針の策定を目指し、試行実験の実施を含む、内容の精査を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 既存の指針との関係性をよく整理する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのマニュアル類を統合し、それらの上位に位置する指針を策定しようとする場合、実行性の担保が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 現在の案には島内での拡散についての記載も多く含まれているため、母島への侵入に限るのであれば、もう少し内容を減らせるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①既存マニュアルの統合よりも、②母島に限定したマニュアルの作成に力点を置き、既存マニュアルとの関係性を再整理する。 なお、②母島に限定したマニュアルの具体的なポイントは、「プラナリア類を主とした外来生物の侵入防止対策」とする。
<ul style="list-style-type: none"> 指針では大枠として気を付けることを提示し、より具体的内容については、個別の事業者から守るべきと思うことを提案してもらった方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指針としては公共工事等における留意事項を定めることを想定するが、指針作成や運用の過程では、母島の自然環境の状況や、外来種対策の考え方の説明も重視し、事業者からの提案事項があれば取り入れていくことを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 外来種対策実施にかかる経費の積み増しについては、今後の重要な検討課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 試行実験を通して、必要経費等の参考情報を整理する。

2. 指針の目的、対象、運用イメージ（案） ※前ページの内容を踏まえ、再整理

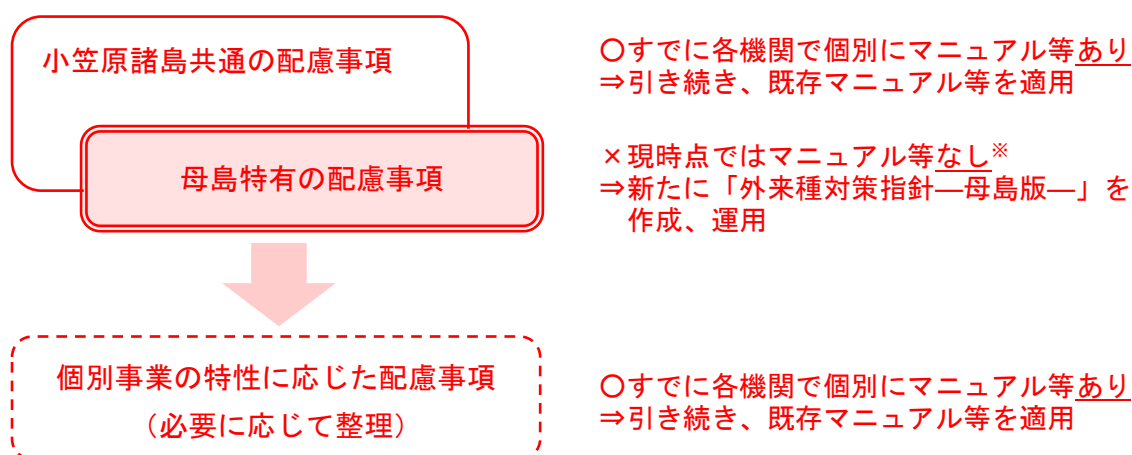
【目的】 母島への新たな外来種の侵入・拡散を防止する

【対象者】 公共事業、民間工事に携わる事業者 等

【対象地域】 母島

【指針の運用イメージ】

- ・ 母島で実施されるすべての公共事業、民間工事を対象とした共通指針。
- ※特に、母島ならではの留意点である「プラナリア類を主とした外来生物の侵入防止対策」について整理。その他、すでにマニュアル等が存在する小笠原諸島共通の配慮事項、個別事業の特性に応じた配慮事項については、各機関の既存マニュアル等に拠る。
- ・ 環境省だけでなく管理機関として策定し、各機関の業務仕様書に共通して添付されることを想定。
- ・ 指針の形骸化を防ぐため、工事を受注する業者の担当責任者や担当者に対して、講習会を実施することを検討中。

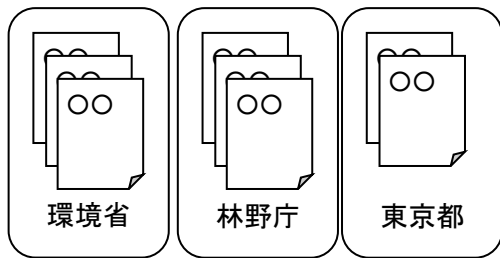


※「平成 27 年度小笠原諸島外来プラナリア類の侵入・拡散防止に関する対応方針」に、「母島におけるプラナリア類対応手法行動マニュアル【未然防止編】」に母島における対応事項は記載あり。ただし、公共事業に関しては今後必要な取組として、「共通仕様書・環境配慮指示書の検討」などが挙げられている。

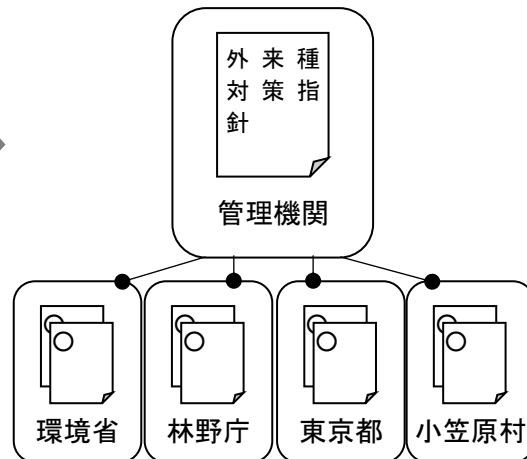
図 既存マニュアルとの関係性（イメージ）

■令和3年度までの考え方

<現状>



<今後>

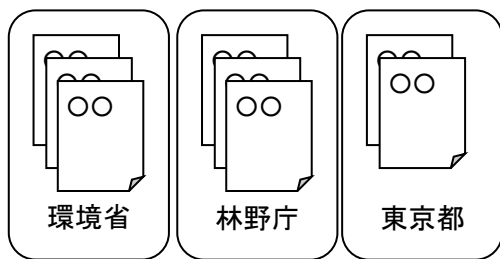


- ・ 行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアルが存在

- ・ 発注主体を超えた共通指針として、管理機関で「外来種対策指針」を策定
- ・ その他、属島での対応や、事業の特性に応じて個別に定めるべき事項については、適宜各機関で整理

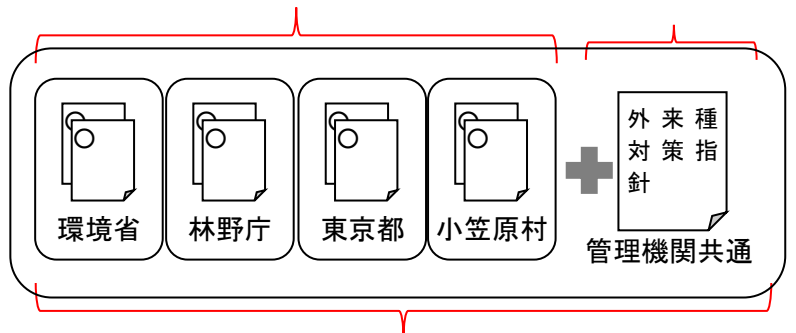
■今年度修正案

<現状>



<今後>

小笠原諸島共通の配慮事項、個別事業の特性に応じた配慮事項等を整理
母島特有の配慮事項を整理



各機関のマニュアル等と外来種対策指針-母島版-をセットで運用

- ・ 行政機関、事業、エリアごとに個別のマニュアルが存在
- ⇒ 母島の公共工事における外来種に特化したものはなく、小笠原諸島共通の配慮指針、個別事業ごとの特記仕様書等によって対応

- ・ 母島特有の留意点をまとめた共通指針として、管理機関で「外来種対策指針-母島版-」を策定
- ・ 小笠原諸島共通の留意事項や、属島での対応、事業の特性に応じて個別に定めるべき事項については、適宜各機関で整理